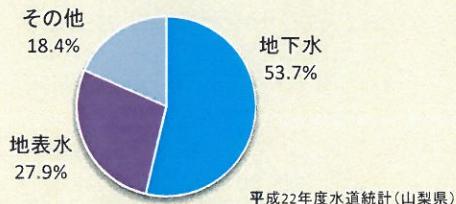


I. 条例制定の背景

山梨県の地下水の利用と涵養の現況

- 本県では、県民が利用する生活用水の約半分を地下水に依存しています。
- 地下水は、全国一のシェア(33.9%)を誇るミネラルウォーターの原水となっているなど、様々な産業活動を支える貴重な資源として活用されています。
- 70年代中盤以降、降水量は減少傾向にあり、地下水の賦存量も減少傾向にあります。

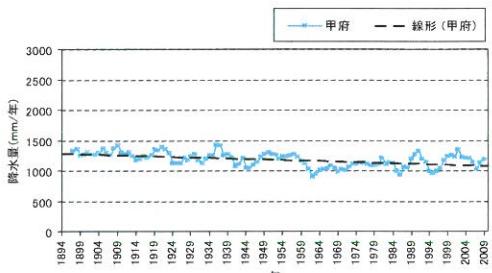
○生活用水の約半分を地下水に依存
(上水道・簡易水道の水源の約54%が地下水)



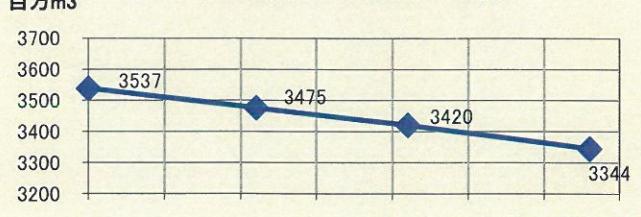
○工業用水の取水量(回収水を除く)の約8割を井戸水に依存
(2010年は79.7%を井戸水に依存)



○甲府では降水量が減少傾向
(最近50年間で8%程度減少)



○地下水の推計賦存量の推移
(2009年は1976年に比べ6%減)



課題

- ・降水量などの自然環境の変化や森林・農地の荒廃、田・畠の宅地化の進行などによる地下水への影響が懸念されるため、地下水の状況の的確な把握が必要です。
- ・国際的な水不足への懸念や水ビジネスの急激な伸長など水を取り巻く環境の大きな変化や、水源となる森林地域の売買の実態を注視していく必要性が高まっています。
- ・将来にわたって県民全てが共有する財産との視点から、地下水保全の施策を進めていく必要があります。

地下水に関する総合的かつ的確な状況把握に努め、適切な保全のために必要な措置を講じるため、地下水の保全等に関する条例を制定します。

II. 条例の概要

1. 総 則

この章においては、条例全体に共通する一般的、包括的内容として、条例の目的や基本理念、用語の定義、県・事業者・土地所有者等の責務や県民の役割を明示します。

目的

この条例は、地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に資することを目的とする。

基本理念

- ・地下水の保全は、地下水が水循環（水が蒸発、降下、流下及び地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すことをいう。）の一部をなすものであり、かつ、県民生活及び地域の産業の基盤であることに鑑み、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識に立って推進されなければならない。
- ・地下水の保全は、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより推進されなければならない。
- ・水源地域の保全は、森林の水源涵養機能の維持及び増進を図るとともに、社会全体で森林を支えるという考え方の下に推進されなければならない。

県の責務

- ・地下水及び水源地域の保全に関する施策を策定し、実施する。
- ・施策を実施するときは市町村との連携に努める。

事業者の責務

- ・事業活動を行うに当たり、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずる。
- ・県が実施する地下水及び水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

土地所有者等の責務

- ・森林の適正な整備に努める。
- ・県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

県民の役割

- ・地下水の保全への配慮に努める。
- ・県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努める。
- ・県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

2. 地下水の適正な採取

この章においては、地下水の利用の状況を把握するため、一定の規模以上の揚水設備の設置者に対して、設備の内容や採取量などの届出の義務を課すとともに、地下水の保全のために必要な措置が講じられるようにします。

○揚水設備の設置の届出

- ・吐出口の断面積6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者は、知事に届け出なければならない。

○計画変更の勧告等

- ・届け出た揚水設備を用いた地下水の採取により周辺の地下水の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、計画変更の勧告することができる。
- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することができる。

○実施の制限

- ・届出が受理された日から30日を経過した後でなければ揚水設備の設置をしてはならない。

○届出内容変更・工事完成の届出

- ・採取量、用途等の変更をしようとするときは、知事に届け出なければならない。
- ・揚水設備の工事が完了したときは、完了後15日以内に知事に届け出なければならない。

○勧告等

- ・知事は、地下水の保全のために特に必要があると認めるときは、届出に係る揚水設備により地下水を採取する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ・知事は、届出をせず揚水設備を設置する者に対し、揚水設備の停止又は廃止その他違反を是正するため必要な措置を講すべきことを勧告することができる。
- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することができる。

○緊急時の措置

- ・地下水採取又は異常な渇水等による障害の発生により地下水の保全を図る緊急の必要があると認めるときは、地下水採取の停止、採取量の制限等の措置を命ずることができる。

○報告の徹査及び立入検査

- ・知事は、必要な限度において、揚水設備を設置する者から、報告を求め、又は、職員に工場等への立入り、揚水設備の検査、関係者への質問を行わせることができる。

○地下水涵養の努力義務

- ・揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければならない。
- ・揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

○地下水採取量の定期報告等

- ・揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、水量を測定するための機器を設置し、毎年1回、採取量を知事に報告をしなければならない。

○常時監視

- ・知事は、地下水の水位を把握するため、常時監視を行わなければならない。

3. 水源地域における適正な土地利用の確保

この章においては、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るために適正な土地利用を確保する必要があるものを水源地域として指定することができるようになるとともに、水源地域内の土地の利用目的をあらかじめ把握するため、所有権の移転等に当たり事前の届出を義務付けることとし、併せて、水源地域の保全を図るために必要な措置を講じられるようにします。

○水源地域の指定

- ・知事は、あらかじめ市町村長の意見を聴いて、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るために適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域として指定することができる。

○所有権等の移転等の事前届出

- ・水源地域において、規則で定める土地の所有者等は、当該土地の所有権の移転等を行おうとするときは、30日前までに知事に届け出なければならない。
《当事者の氏名・住所、土地の所在・面積、契約締結日、契約後の利用目的》

○市町村長への通知等

- ・知事は、届出があったときは、その土地が所在する市町村の長に通知する。
- ・知事は、必要があると認めるときは、届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

○助言

- ・知事は、届出があったときは、届出者に対し、届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行う。
- ・届出者は、助言を受けたときは、届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に助言の内容を伝達するものとする。

○勧告等

- ・知事は、土地所有者等が届出をしないなどの場合に、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ・知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

○報告の徵収及び立入調査

- ・知事は、必要があると認めるときは、届出者から、報告を求め、又は、職員に届出に係る土地への立入り、当該土地が水源涵養機能の維持に及ぼす影響の調査、関係者への質問を行わせることができる。

4. 雜 則

○市町村条例との関係

- ・市町村の条例により、本条例の目的を達成できる場合、当該市町村の区域において本条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

5. 罰 則

- 緊急時の措置に関する命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 次のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金
 - (1) 揚水設備設置の届出をせず、又は虚偽の届出をして揚水設備を設置した者
 - (2) 実施の制限に違反した者
 - (3) 揚水設備の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をして揚水設備を変更した者
- 地下水の適正な採取に関し、次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金
 - (1) 知事の行う報告の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (2) 地下水の採取量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者